

営業実態調査に関する取扱細目

(海老名市条件付一般競争入札の参加条件に関する事務取扱基準 別表第1 関連)

(目的)

第1条 本規程は、地方自治法施行令第167条の5の2に基づく入札参加条件を付して実施する条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の執行にあたって、適正な競争を確保するため、本市を拠点として営業をしている入札参加資格者に対する営業実態調査（以下「調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 調査は、入札参加条件の充足状況を確認するために実施するものであり、営業実態の有無を理由とした入札参加資格者登録名簿記載事項の変更・取り消し等は行なわない。

(調査対象)

第2条 調査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、海老名市に本店又は受任者を設置している入札参加資格者のうち、発注区分が第1又は第2区分である入札に参加をしようとする者とする。

(調査事項)

第3条 調査は、次の事項について行うものとする。

(1) 事務所の所在

事業所の表示が、事業所の外から明確に確認できること。

(2) 営業活動の実態

物理的な区分により、専用の事務所スペースが確保されていること。

専用の契約印、机、電話、帳簿等が整備・常設され、市内営業所内において、契約事務が行われていること。

(3) 経營業務管理責任者等の在勤状況

代表者、受任者等契約事務を執行する者が常駐していること。

(4) 技術者の資格、従業員の雇用状況

業務履行に係る技術者等を雇用し、適切に配置していること。

工事については、専任の技術者を事業所に配置していること。

(5) その他営業の実態を把握するために必要な事項

(調査方法)

第4条 調査は、次のいずれかの方法により実施する。

(1) 前条に規定する調査事項について、事業所等を訪問し営業実態を調査する。この場合、原則として対象者に予告せずに実施する。

(2) 対象者に対し、営業実態調査票及び写真資料等の提出を求め、営業実態を確認する。

(調査結果に基づく措置)

第5条 前条の調査により調査事項を充足していない者は、充足が確認できる状況となるまでの間、発注区分が第1又は第2区分の入札案件に参加できないものとする。

2 調査の結果は、対象者に対し、口頭又は文書により通知するものとする。

